平成２３年（フ）第１２８号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野800番地93
旭ルーミー取手３番館102号室
債務者　小室　絵美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
富山市清水町３丁目５番10号
債務者　敦賀　幸司
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６０号
富山市旭町２－１　古土ビル３階、住民票上の住所富山市清水町１丁目５番９号
債務者　Ｓｈｉｎｉｎｇこと　吉田　友子（旧姓敦賀）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目15番５号南武庫之荘ハイツ105号、前住所兵庫県尼崎市浜田町４丁目27番地201号
債務者　東　　利幸
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５号
山口県宇部市大字中野開作517番地４
債務者　髙山政純こと　呉　　政純
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第７６号
山口県宇部市常盤台２丁目２番10―408号、従前の住所山口県宇部市中尾１丁目４番35―101号
債務者　井出　美幸
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８０号
山口県宇部市大字西岐波4787番地１
債務者　山田　都恵
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２９７号
熊本県宇城市松橋町久具2646番地　アーバン松橋202号
債務者　渡邊　伸一
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３１１号
熊本市楠７丁目６番３号
債務者　村田千佐子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７２号
熊本市長嶺西２丁目10番11号
債務者　宮本奈津子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７５号
熊本市武蔵ケ丘１丁目６番44号
債務者　脇本　幸和
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７８号
熊本市下江津４丁目３番３号、前住所熊本県八代市東片町247番地１―203
債務者　椎葉　俊介
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３９３号
熊本市秋津３丁目10番72号
債務者　島村恵理子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０３号
熊本県合志市竹迫17番地
債務者　上田　修史
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２６６号
秋田県潟上市飯田川下虻川字小沖80番地
債務者　鈴木　　香
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７５号
秋田県潟上市天王字北野223番地166
債務者　船木　萬見
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０号
福井県鯖江市水落町１丁目４番14号
債務者　山本　修生
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係